

生徒心得

学校内外の生活

本校生徒の皆さんには、校訓「質実剛健」のもと、知性を磨き個性を伸ばすとともに、規律ある学校生活をとおして、社会的な資質と能力を身に付けていくよう期待します。

本校の校則は、皆さんが健全な学校生活をとおして成長し、成年を迎える3年時には社会人としての自覚を持つよう促すためのもので、皆さん一人ひとりにこれを遵守する責任があります。その時その場でどのような行動が適切であるかを自らが考え、判断し、実行していく主体性と社会性を、本校での学校生活をとおして皆さんが身に付けていくことを目的としています。

服装・容儀について

- ①冬制服
 - ・指定のシャツ、上着、冬用スラックス又はスカートを着用し、ボタンを全てかける。
 - ・ただし、気候に応じて上着・指定セーターの着脱を認める。
 - ・シャツの裾はスラックス又はスカートの中に入れる
- ②夏制服
 - ・指定のポロシャツを着用し、ボタンを全てかける。
 - ・冷房等による防寒対策として指定セーターの着用を認める。
- ③着用期間
 - ・夏服は6月1日から、冬服は10月1日からとするが、寒暖に応じて、また個人差を考慮し、一年を通じて冬服又は夏服のいずれを着用してもよい。
 - ・ただし、冬服と夏服の組み合わせを混同しないこと。
- ④スラックス・夏服・冬服ともにベルトを着用する。ベルトの色は黒・茶で装飾のないもの。
- ⑤スカート
 - ・夏服・冬服ともに長さは膝までとし、折り曲げや加工等の変形をしない。
- ⑥セーター
 - ・指定のセーターを使用する。
- ⑦ソックス
 - ・色は白、紺、黒とする。
- ⑧防寒具
 - ・冬季防寒具は華美なものを避ける。
- ⑨頭髪
 - ・染色、パーマ、エクステ等、髪加工を禁止する。
 - ・頭髪は清潔感のある髪型に整え、前髪は目にかからない長さとする。
 - ・髪留めは華美なものを避ける。
- ⑩その他
 - ・装飾品の着用（指輪・ネックレス・イヤリング・ピアス）、眉の加工、化粧（マニキュア・色付きリップ・カラーコンタクト等）を禁止する。
 - ・通学用の履物としてサンダル等を禁止する。
 - ・やむを得ず異装する場合は、ホーム担任と相談し、生徒指導課の承認を得る。